

諮問庁：防衛大臣

諮問日：平成28年10月13日（平成28年（行情）諮問第619号）

答申日：平成29年6月20日（平成29年度（行情）答申第96号）

事件名：「関係省庁間で協力し、情報の収集・分析に万全を期すこと」（平成28年2月3日総理指示）の主管部局が総理指示に従って行政文書ファイル等につづった文書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

次の5文書（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

文書1 北朝鮮による「人工衛星」と称するミサイルの発射に係る自衛隊の対応について（平成28年2月 防衛省）

文書2 次官連絡会議資料 北朝鮮による「人工衛星」と称するミサイルの発射に係る自衛隊の対応について（平成28年2月5日 防衛省）

文書3 北朝鮮による「人工衛星」と称する弾道ミサイルの発射について（平成28年2月 防衛省）

文書4 北朝鮮による弾道ミサイル発射とミサイル技術の変化について（平成28年2月 防衛省防衛政策局調査課戦略情報分析室）

文書5 開示請求された「「関係省庁間で協力し、情報の収集・分析に万全を期すこと」（平成28年2月3日総理指示）の防衛省における主管部局が、総理指示に従って行政文書ファイル等につづった文書の全て。」に係る行政文書のうち、文書1ないし文書4以外の文書

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成28年5月2日付け防官文第9229号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

（1）審査請求書

ア 他にも文書が存在するものと思われる。

国の解釈によると、「行政文書」とは、「開示請求時点において、当該行政機関が保有しているもの」（別件の損害賠償請求事件における国の主張）である。

そこで本件開示決定通知書で特定されたPDFファイル形式以外の電磁的記録形式が存在すれば、それについても特定を求めるものである。

イ 履歴情報の特定を求める。

本件開示決定通知書からは不明であるので、履歴情報が特定されていなければ、改めてその特定を求めるものである。

ウ 特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求める。

平成22年度（行情）答申第538号で明らかになったように、電子ファイルを紙に出力する際に、当該ファイル形式では保存されている情報が印刷されない場合が起こり得る。

これと同様に当該ファイル形式を他のファイル形式に変換する場合にも、変換先のファイル形式に情報が移行しない場合が設定等により技術的に起こり得るのである。

本件対象文書が当初のファイル形式を変換して複写の交付が行われている場合、本件対象文書の内容が、交付された複写には欠落している可能性がある。そのため、特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求めるものである。

エ 「本件対象文書の内容と関わりのない情報」（平成24年4月4日付け防官文第4639号）についても特定を求める。

平成24年4月4日付け防官文第4639号で示すような「本件対象文書の内容と関わりのない情報」との処分庁の勝手な判断は、法に反するので、本件対象文書に当該情報が存在するなら、改めてその特定と開示・不開示の判断を改めて求めるものである。

オ 一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

(2) 意見書

ア 総務省の法解釈に従えば、開示請求時の電磁的記録形式で文書が特定・開示されなければならない。

本件審査請求と同様の、開示請求時に行政機関が保有する電磁的記録形式で文書を特定すべしとの異議申立てに対して、法の所管官庁である総務省は、Word形式で保有する文書を特定し、開示するとの決定を行っている。

これが法の正しい解釈であり、諮問庁は独善的な法解釈を改め、所

管官庁の解釈に従って文書の特定・開示を行うべきである。

また処分庁も過去における開示決定（平成25年12月25日付け防官文第17119号）でWordファイルを特定・明示しているので、特定・開示において何ら支障は生じないはずである。

イ 処分庁では変更履歴情報等が存在しても開示対象と扱わずに処分を行っている。

諮問庁は理由説明書で、本件対象文書の履歴情報等について「防衛省において業務上必要なものとして利用又は保存されている状態になく」と主張している。

ところが平成28年7月1日付け書状及び同年7月15日付け書状によれば、開示実施の担当窓口では、変更履歴情報等について付随を避ける措置を施した上で、複写の交付を行っていると説明している。

この説明によれば、処分庁は変更履歴情報等が存在しても開示対象と扱わずに開示決定等を行っているのである。

本状から推測するに、おそらく開示実施を直接担当している職員は、変更履歴情報等が開示対象になり得るという事実を知らずに開示実施を遂行しているものと思料される。

そこで改めて変更履歴情報等の有無を確認するとともに、その情報について開示決定等やり直すべきである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は、「「関係省庁間で協力し、情報の収集・分析に万全を期すこと」（平成28年2月3日総理指示）の防衛省における主管部局が、総理指示に従って行政文書ファイル等につづった文書の全て。」の開示を求めるものであり、本件開示請求に対し、本件対象文書を特定し、法9条1項の規定に基づき、平成28年5月2日付け防官文第9229号により、文書5につき、その件名及び内容の全部については、法5条3号に該当するため不開示とする原処分を行った。

2 法5条該当性について

本件対象文書中、文書5については、防衛省・自衛隊の情報収集活動に係る情報であって、これを公にした場合、防衛省・自衛隊における情報関心、情報収集活動の態勢及び情報収集能力が推察され、防衛省・自衛隊の情報業務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。

3 審査請求人の主張について

(1) 審査請求人は、「他にも文書が存在するものと思われる。」と主張し、本件開示決定通知書で特定されたPDFファイル形式以外の電磁的記録形式が存在すれば、それについても特定するよう求めるが、本件対象文

書の電磁的記録はPDFファイル形式とは異なるいわゆる文書作成ソフトにより作成された文書であり、PDFファイル形式以外の電磁的記録を特定している。

なお、審査請求人は処分庁が原処分における行政文書開示決定通知書においてPDFファイル形式の電磁的記録を特定したかのように述べるが、法その他の関係法令において、特定した電磁的記録の形式まで明示しなければならないことを義務付けるような趣旨の規定はないことから、原処分においては「PDFファイル形式」と電磁的記録の形式まで明示していない。

- (2) 審査請求人は、「本件開示決定通知からは不明である」として、本件対象文書の履歴情報についても特定するよう求めるとともに、「平成24年4月4日付け防官文第4639号で示すような『本件対象文書の内容と関わりのない情報』との処分庁の勝手な判断は、法に反する」として、「本件対象文書と関わりのない情報」についても特定し、開示・不開示を判断するよう求めるが、本件対象文書の履歴情報やプロパティ情報等については、いずれも防衛省において業務上必要なものとして利用又は保存されている状態になく、法2条2項の行政文書に該当しないため、本件開示請求に対して特定し、開示・不開示の判断を行う必要はない。
- (3) 審査請求人は、「本件対象文書が当初のファイル形式を変換して複写の交付が行われている場合、本件対象文書の内容が、交付された複写には欠落している可能性がある。」として、特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認するよう求めるが、本件対象文書と開示を実施した文書の内容を改めて確認したところ、欠落している情報はなく、開示の実施は適正に行われていることを確認した。
- (4) 審査請求人は、「記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。」として、不開示部分についてその取消しを求めるが、本件対象文書の法5条該当性を十分に精査した結果、その一部が上記2のとおり同条3号に該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。
- (5) 以上のことから、審査請求人の主張はいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成28年10月13日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同月28日 審議
- ④ 同年11月14日 審査請求人から意見書を收受

⑤ 平成29年5月26日 本件対象文書の見分及び審議

⑥ 同年6月16日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、文書1ないし文書5の5文書（PDF形式以外の電磁的記録）であり、処分庁は文書1ないし文書4を全部開示した一方で、文書5を全部不開示とした。

審査請求人は、原処分の取消しを求めており、諮問庁は、文書5につき法5条3号に該当するとして不開示とした原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果に基づき、文書5の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示情報該当性について

不開示とされた文書5には、防衛省・自衛隊の情報収集活動に関する情報が記載されている。

当該文書は、件名及び件数を含め、これを公にすることにより、防衛省・自衛隊における情報関心、情報収集活動の態勢及び情報収集能力が明らかとなり、悪意を有する相手方がその弱点をついた行動を採ることが可能となるなど、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示とすることが妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条3号に該当するとして不開示とした決定については、不開示とされた部分は、同号に該当すると認められるので、妥当であると判断した。

（第2部会）

委員 白井玲子，委員 池田綾子，委員 中川丈久